

# 令和3年1月農業委員会総会議事録

日 時 令和3年1月29日（金曜日） 議事開始 午前 8時46分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

## 出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子  
栗下 章二 岩屋 美智子 稲田 優 田中 雄策  
田上 みゆき

【推進委員】 今回は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、推進委員は招集していない。

## 欠席委員

【農業委員】 前原 幸太郎

## 事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	鳥澤 庄司
農地調整係長	川上 大輔	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主任主事	松下 理恵	農地調整係主事	池田 哲也

## 議 題

- 報告第20号 農地等の合意解約について
- 報告第21号 農用地利用配分計画について
- 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第57号 空き家に附属した農地の指定について
- 議案第58号 農用地利用集積計画について
- 議案第59号 事業計画の変更申請について
- 議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第62号 非農地証明願いについて

事務局長　それではただいまから令和3年1月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長　【あいさつ・・・】

尾山議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。前原委員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告します。よって、ただ今の出席者は農業委員9人で定足数に達しております。

尾山議長　これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、岩屋委員と田中委員を指名いたします。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第20号から報告第21号及び議案第56号から議案第62号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

尾山議長　議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第20号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　それでは、報告第20号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は46件でございます。2ページをご覧ください。

令和3年1月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

2ページから3ページをご覧ください。整理番号1番から32番までは、白鳥地区畑かん基盤整備事業の対象地でございます。先月12月総会での議案第52号の基盤法の利用権設定の案件との関連でございます。

整理番号34番につきましては、所有者にて自作するため、解約されるものでございます。

整理番号44番につきましては、農地中間管理事業へ移行するため、解約されるものでございます。

整理番号46番につきましては、耕作者より申出があったため、解約されるものでございます。今後につきましては、未定との事でございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第21号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第21号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和3年1月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。合計31件の85筆、122,963.50㎡となっております。詳細につきましては、6ページから14ページに記載のとおりです。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第56号についてご説明いたします。15ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転22件、貸借1件の合計23件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略

ご説明いたします。まず、所有権移転からご説明いたしますので16ページをご覧ください。

整理番号1番、田3筆、2,788㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。竹下会長代理の掘起しです。

整理番号2番、16ページから17ページをご覧ください。畑1筆、747㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、田2筆、2,835㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、17ページから19ページをご覧ください。田6筆、畑3筆、計9筆14,076㎡の贈与です。20ページをご覧ください。

整理番号5番と6番は関連がございますので、併せて、ご説明いたします。整理番号5番、田1筆、672㎡と整理番号6番、田1筆、682㎡の交換です。整理番号6番の受人の経営面積が1,517㎡と農地法第3条第2項第5号の下限面積の要件を満たしていませんが、農地の権利移動の不許可の例外規定である農地法施行令第2条第3項第2号「その権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計がその交換による権利の移転の結果法第三条第二項第五号に規定する面積を下回ることとならないと認められること。」の要件を満たしていると判断しております。

整理番号7番、20ページから21ページをご覧ください。田2筆、2,110㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号8番、田1筆、980㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号9番、21ページから22ページをご覧ください。田4筆、2,299㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号10番と11番は関連がございますので、併せて、ご説明いたします。22ページから23ページをご覧ください。整理番号10番、

田1筆418㎡と整理番号11番、田1筆57㎡の交換でございます。  
整理番号10番の受人の経営面積が535㎡と農地法第3条第2項第5号  
の下限面積の要件を満たしていませんが、農地の権利移動の不許可の例外  
規定である農地法施行令第2条第3項第3号「その位置、面積、形状等  
からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ  
利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接  
する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利  
を取得すること。」の要件を満たしていると判断しております。

整理番号12番、田1筆、648㎡の贈与です。受人と渡人の関係は、  
甥と叔父になります。

整理番号13番、23ページから24ページをご覧ください。田2筆、  
2,723㎡の売買です。こちらは、令和2年6月総会で空き家に附属  
した農地に指定されており、今回、売買となっています。価格は宅地を  
含んで総額〇〇円です。

整理番号14番、24ページから25ページをご覧ください。田3筆、  
6,514㎡の贈与です。受人と渡人の関係は義理の親子でございます。

整理番号15番、田1筆、778㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号16番、畑1筆、136㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。  
増田委員の掘起しです。

整理番号17番、25ページから26ページをご覧ください。田1筆、  
869㎡の贈与です。受人と渡人の関係は親子でございます。こちらは  
農業振興地域内農用地外10アール要件での取得となります。

整理番号18番、田3筆、2,115㎡の売買です。価格は総額〇〇円  
です。伊地知委員の掘起しです。27ページをご覧ください。

整理番号19番、田2筆、2,052㎡の売買です。価格は総額〇〇円  
です。伊地知委員の掘起しです。

整理番号20番、27ページから28ページをご覧ください。田2筆、  
563㎡の贈与です。

整理番号21番、28ページから33ページをご覧ください。田18筆、畑6筆、計24筆20, 282㎡の贈与です。受人と渡人の関係は親子です。34ページをご覧ください。

整理番号22番、田3筆、948㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。所有権移転につきましては、以上となります。続きまして、貸借についてご説明いたしますので35ページをご覧ください。

整理番号1番、畑2筆、2, 728㎡の賃貸借です。宮田委員の掘起しです。以上、所有権移転22件、貸借1件、計23件です。皆様のご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第56号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々をお願いしております。各委員から報告をしていただきますが、本日は農業委員のみでの開催となっておりますので推進委員の報告は事務局で行います。整理番号1番と2番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下会長代理に申し上げます。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 それでは、所有権移転整理番号1番と2番について、ご報告いたします。まず、整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおらず、周囲は水田地帯です。3か所は接しておらず、点在していますが、すぐ近くのため、問題はないと判断いたします。日照・接道・排水は良好です。用水は、今年の災害で水路に被害が出たため、現在、改修工事中です。

続いて、受人の営農状況につきまして、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。受人は兼業農家ですが、農業にも一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理は行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

次に整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤は済んでおらず、周囲は、宅地は畑と山林が混在しています。農地の形状は四角形で良好です。日照・接道・排水は良好です。農地の状況は、現在、耕起済でございます。露地野菜を作付けするとの事でございます。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稲と栗の複合経営の専業農家です。後継者として、娘さんがおられますが、農業をするかは、未定との事でございます。所有農地の管理は行き届いていることから、地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に17ページの整理番号3番の土地を栗下委員に、申請人「受人」の確認を高谷委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。まず、栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 整理番号3番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周囲は基盤整備済みの水田地帯です。2筆ですが、現在、1枚の水田となっています。日照・接道・用排水は良好です。申請農地の隣に受人の農地があった事から渡人から売買について、話があり、今回、購入する事となったとの事でした。以上、報告いたします。

尾山議長 次に事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは高谷委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号3番の受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作主体の専業農家で後継者はおられます。権利取得後は、水田として利用するとの事です。地域との調和については、定期的に水路の管理や草刈



作業等に参加し、周辺の農家の方々と協力していくとの事です。所有農地の管理も行き届いていることから、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に整理番号4番の大字〇〇の土地を田上委員に、大字〇〇の土地を西田委員にお願いしていましたが事務局に、大字〇〇の土地及び申請人「受人」の確認を下原委員にお願いいたします。まず、田上委員にお願いいたします。

田上委員 議長。

尾山議長 田上委員。

田上委員 整理番号4番の大字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会と〇〇自治会内にあります。まず、坂元自治会内の農地について、ご報告いたします。基盤整備はされていません。農地の形状はほぼ四角形です。農地の状況は、南・西側は山林で東・北側は畑です。日照は午後から少し悪くなるようです。接道・排水は良好です。作付け状況は、栗が植栽されており、きれいに整備されておりました。続いて、苧畑自治会内の農地について、ご報告いたします。基盤整備はされていません。農地の形状は、ほぼ四角形です。農地の状況は、北側が道路に接している以外は、全て畑に接しています。日照・接道・排水は良好です。作付けの状況は、三分の二はすでに栗が植栽されておりました。残りは生姜収穫後で、きれいに耕起されておりました。以上、報告いたします。

尾山議長 次に事務局にお願いいたします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは西田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号4番の大字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺一帯は基盤整備済みの水田地帯です。現在も水田として耕作されておりました。日照・接道・排水は良好です。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に下原委員にお願いいたします。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 整理番号4番の大字〇〇の農地及び申請人「受人」について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備された水田で日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は、1カ所でゴーヤが栽培されており、残りは水田として利用されています。

続いて、受人の営農状況につきまして、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で専業農家です。米、栗、生姜、ゴーヤなどを作付けしています。後継者もいます。所有農地の管理は行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に20ページの整理番号5番と6番の土地及び申請人「受人」の確認を杉元委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは杉元委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号5番及び6番について、ご報告いたします。申請農地2筆は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周囲は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。整理番号5番の受人は、〇〇自治会内の稲作主体の専業農家で整理番号6番の受人は稲作主体の兼業農家です。どちらの受人も所有農地の畔や用水路の管理も行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号7番の大字〇〇字〇〇の土地を吉田委員、大字〇〇字〇〇の土地を伊地知委員、申請人「受人」の確認を西田委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、吉田委員、伊地知委員、西田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。

まず、吉田委員の報告書を代読いたします。整理番号7番の大字〇〇字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周辺の状況は左右山林の谷に開かれた水田で形状はやや不良です。南側は水田、東・西側は山林、北側は河川に接しています。日照はやや不良ですが、接道・用排水は良好です。

続いて、伊地知委員の報告書を代読いたします。整理番号7番の大字〇〇字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周辺は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

最後に西田委員の報告書を代読いたします。申請人「受人」について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会内の稲作主体の兼業農家です。権利取得後は、水田として利用するとの事です。受人は、兼業農家ですが、営農に一生懸命で所有農地の管理は行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に21ページの整理番号8番の土地を伊地知委員、申請人「受人」の確認を西田委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、伊地知委員、西田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。

まず、伊地知委員の報告書を代読いたします。整理番号8番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周辺は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

次に申請人「受人」についてですが、先ほど整理番号7番の受人と同一のため、報告は割愛いたします。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に整理番号9番の土地及び申請人「受人」の確認を西田委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、西田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおらず、細長い農地となっております。水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人についてですが、整理番号7番及び8番の受人と同一のため、報告は割愛いたします。以上、報告いたします。

尾山議長 次に22ページの整理番号10番の土地を竹下会長代理に、申請人「受人」の確認を吉田委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。まず、竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 それでは、整理番号10番の農地について、ご報告いたします。整理番号11番とも関連がありますので整理番号11番も併せて、ご報告いたします。整理番号10番及び11番の申請農地は、〇〇平自治会内にあります。昭和61年頃に市道を通す事業がありましたが、その時に圃場が上下に分断されました。その時の事業の施行业者が、事業が終了したら、登記の交換の手続きをすとの事でしたが、事業が終了したあとも交換せずに現在まで至った状況です。整理番号11番の農地は57㎡と狭い農地ですが、整理番号11番の受人の農地のど真ん中にポツンと残っている状況です。農地の状況は、昨年の災害で被害を受けているので耕作はできない状況です。交換ですが、農地の面積が違うのは、そういう状況のためでございます。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、整理番号11番の受人について、ご報告いたします。受人の営

農状況は、〇〇自治会内で稲作主体の専業農家です。所有農地の管理は行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、吉田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。受人の営農状況は〇〇自治会内で稲作主体の兼業農家です。受人は、兼業ですが、所有農地の管理も行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に23ページの整理番号12番の土地及び申請人「受人」の確認を田中委員にお願いします。

田中委員 議長。

尾山議長 田中委員。

田中委員 それでは、整理番号12番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおらず、周囲は水田地帯です。形状は良好で日照・接道・排水は良好です。農地の状況は、ホウレン草が作付けされていきました。

続いて、受人の営農状況につきまして、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で露地野菜主体の兼業農家です。受人と渡人の関係は、渡人が受人の祖父の弟との事です。受人は兼業農家ですが、農業にも一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理は行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号13番の土地を福迫委員にお願いしていましたが事務局に、申請人「受人」の確認を事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは福迫委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。  
整理番号13番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされてなく、登記上は2筆ですが、現況は5枚の水田となっています。周辺の状況は、水田地帯ですが、東側は河川、西側は道路に接している長方形の水田です。三方、山林に接しているので日照不足でやや条件が悪いですが、下払い等管理がされていまして。遊休農地ですが、水稻作付けは可能と判断しました。以上、報告いたします。

続いて、受人について、事務局よりご報告いたします。受人は、えびの市への移住希望者で今回、申請農地に隣接する空き家の売買も決まったため、隣接する農地を申請したところですが。現在は、〇〇でございますが、3月に退職して、えびの市に移住するとの事でございます。権利取得後は、水稻を作付けする予定しており、農器具等は、初めのうちはリースを考えているとの事でございます。今後は、地域の活動にも積極的に参加したいとの事でした。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に24ページの整理番号14番の大字〇〇と〇〇の土地を下原委員に、大字〇〇の土地を山口委員にお願いしていましたが事務局に、申請人「受人」の確認を福迫委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。まず、下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 それでは、整理番号14番の大字〇〇と〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおり、周囲は基盤整備済みの水田地帯で日照・接道・排水は良好です。大字〇〇の農地は、形状が三角形です。農地の状況は、2筆ともすでに耕起されていまして。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、山口委員、福迫委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。

まず、山口委員の報告書を代読いたします。整理番号14番の大字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされており、周囲は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。畔や水路の管理もしっかりとされていました。以上、ご報告いたします。

続いて、福迫委員の報告書を代読いたします。整理番号14番の受人について、受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。渡人である義父が高齢のため、一昨年より夫婦で耕作しているとの事でございます。地域との調和については、所有農地と同様に畦や水路の管理も適切に管理している事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に25ページの整理番号15番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 それでは、整理番号15番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はできていません、農地の形状は、不整形で不良です。周辺の状況は、西側は水田、東・南側は山林に接しています。日照は、やや不良です。接道・用排水は良好です。作付け状況はずっと水稻を作付けしていたとの事です。東・南側の山林については、所有者に話しをして、受人で伐採するとの事でした。

続いて、受人の営農状況につきまして、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。受人の農地が申請農地と隣接していた事から売買となったとの事です。後継者はおりますが、市内

の会社で働いているとの事でした。権利取得後は、水稻を作付けするとの事です。所有農地の管理は行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に整理番号16番の土地及び申請人「受人」の確認を増田委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、増田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。

整理番号16番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。周辺一帯は水田地帯です。形状はやや不良ですが、日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。地域との調和については、兼業農家ですが、営農にも一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に整理番号17番の土地及び申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、溝添委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。

整理番号17番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておられません。周辺一帯は水田と南側にはハウスがございます。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇



自治会で繁殖牛主体の専業農家です。地域との調和については、周辺の農家と協力して、水路等の管理に努めたいとの事です。また、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に26ページの整理番号18番と27ページの整理番号19番の土地及び申請人「受人」の確認を伊地知委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、伊地知委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。

まず、整理番号18番及び19番の農地5筆について、ご報告いたします。申請農地は、杉水流自治会内にあります。整理番号18番の字〇〇と字〇〇、整理番号19番の2筆は基盤整備済みです。残りの1筆は基盤整備がされていませんが、形状は良好です。周辺一帯のほとんどが水田地帯です。農地の全ては、日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は水稻が作付けされていたとの事です。

続いて、整理番号18番と整理番号19番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、稲作主体の兼業農家です。現在は、受人の父親が経営している農業法人で働いているとの事です。権利取得後は、水稻を作付けするとの事でございます。地域との調和については、受人は兼業農家ですが、営農にも一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており、水路等の管理も協力して行っていくとの事でしたので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に整理番号20番の土地及び申請人「受人」の確認を園田委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、園田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。

整理番号20番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、雑草も生えておらず、よく管理がなされておりました。現在は水田であります。矢岳からの用水路が壊れており、用水が来ないので草刈など管理のみを行っているとの事でした。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。地域との調和については、今後も周囲に迷惑を掛けないように管理していくとの事でしたので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に28ページの整理番号21番の大字〇〇の土地を増田委員に、大字〇〇の土地及び申請人「受人」の確認を谷口委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、増田委員、谷口委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。

まず、増田委員の報告書を代読いたします。整理番号21番の大字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておられません。周辺一帯は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。以上、ご報告いたします

次に谷口委員の報告書を代読いたします。整理番号21番の大字〇〇と申請人「受人」について、ご報告いたします。まず、農地からご報告いたします。申請農地は、〇〇及び〇〇自治会内にあります。〇〇自治会内の農地については、基盤整備済みで周辺一帯は水田地帯です。とても条件の

良い場所です。日照・接道・用排水は良好です。続いて、〇〇自治会内の農地につきましては、現在、〇〇地区畑かん事業による基盤整備の実施中で農地の区画が出来つつあります。基盤整備完了後は、日照・接道・用排水は良好になるようです。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。今までも渡人である親と共に農業経営をしてきました。基盤整備完了後は、水稻や里芋などを作付けするとの事でございます。地域との調和については、受人は兼業農家ではありますが、営農にも一生懸命取組まれ、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に34ページの整理番号22番の土地及び申請人「受人」の確認を谷口委員をお願いしていましたが、事務局をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、谷口委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。

整理番号22番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。こちらの農地も整理番号21番の農地と同様で現在、〇〇地区畑かん事業による基盤整備の実施中で農地の区画が出来つつあります。基盤整備完了後は、日照・接道・用排水は良好になるようです。

続いて、受人についてですが、整理番号21番の受人と同一のため、報告につきましては、割愛いたします。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に35ページの貸借整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を宮田委員をお願いしていましたが、事務局をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局        それでは、宮田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。

      貸借整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、畑と山林に接しています。農地の形状は良好です。日照・接道・排水も良好です。農地の状況は、現在、里芋が作付けされていきました。

      続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作と露地野菜の複合経営の専業農家です。権利取得後は、ほうれん草を作付けするとの事でございます。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、地域の作業にも積極的に参加するなど何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。以上、ご報告いたします。

尾山議長        各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局        議長。

尾山議長        事務局。

事務局        今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

      従いまして、計23件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長        ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第56号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

稲田委員        議長。

尾山議長        稲田委員。

稲田委員 28ページの整理番号21番について、お聞きいたします。受人の経営面積が2ヘクタールありますが、今度、贈与でもらう農地が2ヘクタールですが、権利取得後の経営面積は4ヘクタールになるのでしょうか。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの稲田委員のご質問にお答えします。整理番号21番の受人と渡人は親子で同一世帯となります。今回の案件は、親の所有農地を子に贈与、名義変更するだけとなりますので経営面積の2ヘクタールに増減はありません。以上でございます。

尾山議長 稲田委員、よろしいでしょうか。

稲田委員 はい、

事務局 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第56号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第57号「空き家に附属した農地の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第57号についてご説明いたします。今月の指定申出件数は2件です。申出人の住所・氏名は省略し、内容については概略後説明致します。37ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、714㎡です。空き家バンクは登録済で農地の状況としては、全部、遊休化しております。

整理番号2番、畑1筆、2,628㎡です。空き家バンクは登録済で農

地の状況としては、全部、遊休化しております。以上、皆様のご審議方、よろしくお願ひします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第57号については、担当委員が現地確認等をしていただいておりますので、報告をしていただきます。まず、整理番号1番について、吉留委員に願ひしていましたが、事務局に願ひします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、吉留委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。

整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。申請農地の状況は、北・南・西側は宅地、東側は竹林に接しています。現在は何も耕作されておらず、遊休化しております。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に整理番号2番について、田上委員に願ひします。

田上委員 議長。

尾山議長 田上委員。

田上委員 整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。申請農地の状況は、北は宅地、東側は畑と山林、南側は山林、西側は畑に接しています。現在は何も耕作されておらず、全部遊休化しておりました。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明を願ひします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の指定申出内容につきましては、農地法3条第2項第5号の別段面積の取扱基準第5条第2項第1号から4号まで事前に事務局で申出書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。従いまして、空き家に

附属した農地の指定要件を満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 　ただいま、事務局より説明がありました。これより議案第57号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

（なしと言う者多数あり）

尾山議長 　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第57号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

尾山議長 　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。ここでしばらく休憩をいたします。

（10分間休憩）

尾山議長 　休憩前に引き続き、会議を開きます。ここで次に議案第58号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議長。

尾山議長 　事務局。

事務局 　それでは、議案第52号「農用地利用集積計画について」をご説明する前に1件取下げがございましたので議案書の訂正をお願いいたします。73ページをご覧ください。整理番号32番です。〇〇の田1筆を農地中間管理事業に貸し付ける案件でございましたが、売買が決まったとの事で取下げの申出がありましたので削除していただきますようお願いいたします。それでは、議案第52号「農用地利用集積計画について」をご説明いたしますので39ページをご覧ください。今月の計画件数は、所有権移転7件、利用権設定46件、合計53件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業が23件となっております。申出人の住所・氏名、期間、備考欄に関しましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていただきます。はじめに、所有権移転関係についてご説明いたします。

39ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、614㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、39ページから40ページをご覧ください。田3筆、1,218㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、田2筆、5,859㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、40ページから41ページをご覧ください。田3筆、畑2筆、計5筆5,161㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。42ページをご覧ください。

整理番号5番、田1筆、5,467㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。栗下委員の掘起しです。

整理番号6番、田1筆、979㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号7番、42ページから43ページをご覧ください。田2筆、3,815㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。山口委員の掘起しです。こちらの案件は売買事業の即売りタイプでの売買となります。所有者からいったん農業振興公社が買受けて、来月の総会で公社が受人に売渡す予定となっております。以上、所有権移転7件です。続きまして、利用権設定について、ご説明いたします。なお、利用権設定については、借賃及び貸借期間についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。9ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、849㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田2筆、800㎡の賃貸借です。45ページをご覧ください。

整理番号3番、45ページから46ページをご覧ください。田6筆、3,197㎡の賃貸借です。

整理番号4番、田1筆、816㎡の賃貸借です。吉留委員の掘起しです。47ページをご覧ください。

整理番号5番、田1筆、1,056㎡の賃貸借です。吉留委員の掘起し



です。

整理番号6番、47ページから48ページをご覧ください。田6筆、3, 255 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号7番、48ページから49ページをご覧ください。田1筆、1, 116 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号8番、田1筆、2, 000 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号9番、田1筆、3, 700 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号10番、49ページから51ページをご覧ください。田2筆、畑4筆、計6筆7, 163 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号11番、田2筆、2, 294 m<sup>2</sup>の賃貸借です。52ページをご覧ください。

整理番号12番、52ページから54ページをご覧ください。田3筆、畑7筆、計10筆9, 937 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号13番、畑1筆、925 m<sup>2</sup>の賃貸借です。55ページをご覧ください。

整理番号14番、畑1筆、3, 474 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号15番、畑1筆、2, 981 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号16番、55ページから56ページをご覧ください。田3筆、4, 279 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号17番、56ページから57ページをご覧ください。畑4筆、4, 065 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号18番、畑1筆、1, 804 m<sup>2</sup>の賃貸借です。58ページをご覧ください。

整理番号19番、田2筆、1, 701 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号20番、58ページから59ページをご覧ください。田3筆、4, 481 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号21番、59ページから60ページをご覧ください。田3筆、畑1筆、計4筆3, 582 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号 22 番、60 ページから 61 ページをご覧ください。田 3 筆、5, 254 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号 23 番、田 3 筆、1, 626 m<sup>2</sup>の賃貸借です。62 ページをご覧ください。

整理番号 24 番から整理番号 47 番までが農地中間管理事業となりますので、その旨の説明は省略させていただきます。

整理番号 24 番、田 3 筆、6, 834 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号 25 番、62 ページから 63 ページをご覧ください。田 1 筆、1, 108 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号 26 番、63 ページから 67 ページをご覧ください。田 18 筆、12, 819 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号 27 番、67 ページから 70 ページをご覧ください。田 13 筆、6, 971 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号 28 番、70 ページから 71 ページをご覧ください。田 5 筆、5, 546 m<sup>2</sup>の賃貸借です。72 ページをご覧ください。

整理番号 29 番、田 1 筆、3, 191 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号 30 番、田 1 筆、2, 112 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号 31 番、田 1 筆、3, 030 m<sup>2</sup>の賃貸借です。73 ページをご覧ください。

整理番号 32 番は先ほど説明したとおり、取下げです。

整理番号 33 番、73 ページから 74 ページをご覧ください。田 7 筆、10, 285 m<sup>2</sup>の賃貸借です。75 ページをご覧ください。

整理番号 34 番、田 2 筆、1, 824 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号 35 番、田 1 筆、1, 651 m<sup>2</sup>の賃貸借です。76 ページをご覧ください。

整理番号 36 番、田 3 筆、2, 086 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号 37 番、76 ページから 79 ページをご覧ください。田 10 筆、11, 511 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号38番、田2筆、1, 837㎡の賃貸借です。80ページをご覧ください。

整理番号39番、80ページから81ページをご覧ください。田4筆、畑3筆、計7筆12, 704㎡の賃貸借です。

整理番号40番、81ページから82ページをご覧ください。田5筆、3, 866㎡の賃貸借です。83ページをご覧ください。

整理番号41番、田4筆、8, 220㎡の賃貸借です。84ページをご覧ください。

整理番号42番、田2筆、2, 091㎡の賃貸借です。

整理番号43番、田1筆、1, 410㎡の賃貸借です。85ページをご覧ください。

整理番号44番、畑3筆、1, 479㎡の使用貸借です。

整理番号45番、85ページから86ページをご覧ください。田1筆、1, 644㎡の賃貸借です。

整理番号46番、86ページから87ページをご覧ください。田1筆、畑4筆、計5筆、5, 888㎡の賃貸借です。

整理番号47番、田2筆、2, 217㎡の使用貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

尾山議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。これより議案第58号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

山下委員 　議長。

尾山議長 　山下委員。

山下委員 　62ページの整理番号25番から47番の農地中間管理機構の案件ですが、賃借料にばらつきがあるように思うのですが、どのように決められ

たのか、お聞きします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局

事務局 ただいまの山下委員のご質問にお答えいたします。今月の農地中間管理機構の案件で整理番号47番を除く、ほとんどの案件が今までJAで実施していた農用地円滑化事業を利用して利用権設定をしてきましたが、農用地円滑化事業が廃止された事により、農地中間管理事業へ移行となります。賃借料については、今までの円滑化事業での賃借料と同額、受人も同じ方での設定となっているようです。以上です。

事務局長 議長。

尾山議長 事務局長

事務局長 補足説明をさせていただきます。農地中間管理機構の案件は配分する担い手も決まっています。担い手と所有者で賃借料も決めていますので農地中間管理機構は、ただ、担い手と所有者との間に入っているだけです。いろいろなケースもある事をご理解いただきたいと思います。

山下委員 議長。

尾山議長 山下委員。

山下委員 当事者同士で賃借料を決めているという理解でよろしいでしょうか。

事務局長 議長。

尾山議長 事務局長。

事務局長 そのとおりでございます。

尾山議長 使用貸借でも農地中間管理機構を利用する場合があります。間に農地中間管理機構が入るだけですが、そういう案件もあります。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 先ほど福岡農園の案件がありましたが、畑に露地野菜と明記されていましたが、具体的にどのような野菜を作付けされているのか、お聞きし

ます。

尾山議長 事務局、分かりますか。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 後ほど調べてお答えいたします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員

栗下委員 私の農地が近くにありますが、ほとんどハウレン草などを作付けされているようです。キャベツが取れる時期はキャベツ、ハウレン草が取れる時期はハウレン草を作付けされているようです。いろいろな農地をこの法人が借りてくれて助かっております。以上です

尾山議長 下原委員、よろしいでしょうか。

下原委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 営農類型が稲作なのに、畑で露地野菜と記載があったので勘違いをしやすいのではないのでしょうか。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第58号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第58号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。次に、議案第59号「事業計画変更の申請について」、議案第60号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第61号「農地法第5条の規

定による許可申請について」、議案第62号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案第59号「事業計画の変更申請について」ご説明いたします。88ページをご覧ください。今月の事業計画変更件数は26件でございます。内容につきましては、89ページから121ページをご覧ください。整理番号1番から26番まで全部ですが、同一事業となります。また、議案61号の「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1番から3番とも関連しますので、併せて、ご説明いたします。

本案件は平成30年8月総会で皆様にご審議いただき、許可相当として、県に意見書を進達し、令和元年8月に許可となった案件でございますが、このたび事業実施者の変更及び申請地の追加に伴い、事業計画変更申請書及び農地法第5条許可申請書が提出されたしだいでございます。まず、事業計画の変更理由ですが、前回の申請以降、事業実施者が会社法の規定によ会社分割により、合同会社〇〇から合同会社〇〇に変更があった事及び前回の申請段階で相続が困難で申請に至らなかった4筆が、今回、新たに追加になった事によるものでございます。内容につきましては、89ページから118ページの整理番号1番から23番につきましては、変更前、変更後の記載がございますが、変更点につきましては、合同会社〇〇から合同会社〇〇に事業主体が変わったとい変更でございます。あと、パネル数及び出力数と事業計画面積に変更がございます。ちなみに会社分割による登記がすでに済んでおり、所有権自体は変更となっております。119ページから121ページをご覧ください。整理番号24番から26番が今回の追加の案件でございます。119ページをご覧ください。

整理番号24番、場所が大字〇〇、田2筆、ここで訂正がございます。合計面積が934㎡となっておりますが、2,339㎡の誤りでございますので申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。120ページを

ご覧ください。

整理番号25番、場所が大字〇〇、田1筆、1, 124㎡。121ページをご覧ください。

整理番号26番、場所が大字〇〇、田1筆、2, 075㎡で整理番号24番から26番の合計4筆、5, 538㎡が今回、追加となる案件でございます。追加後の合計転用面積は、105, 694㎡となっております。

併せて、議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番から3番について、ご説明いたします。125ページをご覧ください。

太陽光発電施設用地として、申請があったものでございます。工事期間は、令和3年7月1日から令和3年10月31日までとなっております。権利関係は、売買による所有権移転となります。事業費につきましては、今回の土地取得費が〇〇円、造成工事費〇〇円、建設工事費〇〇円、計〇〇円を全額融資により対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、前回申請と同じでございますが、調整池、側溝を經由して、河川に排水するとの事でございます。

続きまして、議案第60号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。122ページをご覧ください。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所・氏名、立地基準について説明を省略させていただきます。123ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田4筆、2, 258㎡を山林として申請するものです。工事期間は令和3年2月28日から令和3年3月31日までとなっております。事業費については、造成は自己労力で行い、苗木代〇〇円、計〇〇円を全額自己資金で対応するとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透で処理いたします。

続きまして、議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。124ページをご覧ください。今月の許可申請件

数は6件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については説明を省略させていただきます。また、整理番号1番から3番につきましては、先ほど議案第59号の「事業計画の変更申請について」で併せて、説明していますので説明を割愛させていただきます。126ページをご覧ください。

整理番号4番、場所が大字〇〇、畑2筆、499㎡を一般個人住宅用地として、申請するものでございます。権利関係は贈与です。受人と渡人の関係は義理の親子です。工事期間は令和3年3月5日から令和3年9月30日までとなっております。事業費につきましては、造成費〇〇円、建築費〇〇円、計〇〇円を全額融資により、対応されるとの事でございます。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、北側市道側溝に排水します。雨水なども同様に北側市道側溝に排水します。

整理番号5番、場所が大字〇〇、田2筆、765㎡を太陽光発電施設用地として、申請するものでございます。権利関係は売買です。工事期間は令和3年3月15日から令和3年8月15日までとなっております。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、パネルなど機器費〇〇円、工事費〇〇円、諸経費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金により対応されるものでございます。雨水などの排水につきましては、集水桝に排水して、地下浸透で処理するとの事でございます。126ページをご覧ください。

整理番号6番、場所が大字〇〇、田2筆、畑2筆、計4筆1,430㎡と記載していますが、1,430.33㎡ですのでご訂正をお願いいたします。太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年3月15日から令和3年8月15日までとなっております。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、パネルなど機器費〇〇円、工事費〇〇円、諸経費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金により対応されるものでございます。雨水などの排水につきましては、集水桝に排水して、地下浸透で処理するとの事でございます。128ページをご覧ください。

続きまして、議案第62号の「非農地証明願いについて」ご説明いたし



ます。今月の証明願い件数は3件です。申出人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。129ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、1, 212㎡です。申請理由は山林です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、1, 463㎡です。申請理由は山林です。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、658㎡です。申請理由は原野です。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第59号から第62号については、1月28日、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員会から報告をお願いします。

下原第1小委員長 議長。

尾山議長 下原第1小委員長。

下原第1小委員長 それでは、第1小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、1月28日に委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、事業計画変更1件、農地法第4条1件、農地法第5条6件、非農地証明願い3件、計11件です。それでは、議案ごとにご説明いたします。

議案第59号、事業計画変更申請26件は同一事業のため、まとめてご説明いたします。また、議案第61号、農地法第5条、整理番号1番から3番についても関連がございますので併せてご説明いたします。

平成30年8月総会で皆様にご審議いただき、許可相当として、県に意見書を進達し、令和元年8月に許可となった案件でございますが、許可を受けた会社が、会社法による会社分割が行われ、事業主体が変更となった事と前回申請時に相続登記が完了せず、申請できなかった農地4筆を追加するための申請となります。また、農地法第5条については、この4筆の追加に伴う所有権移転に伴う転用申請となっております。場所は、場所は〇〇地区です。〇〇公民館から西へ約1.4キロに位置します。

申請地の状況は、転用許可済みの雑種地と山林となっています。現在、前回の許可に伴う造成中であります。周囲に農地は無い事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第60号、農地法第4条整理番号1番についてご説明いたします。申請人は、椎茸原木用にクヌギを植林するため、今回申請を行うものです。場所は〇〇地区です。〇〇から南西に約200mのところに位置します。申請地の状況は、東側は道路、西側は河川、南側は国道、北側は道路に接しています。周囲に農地は無い事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に議案第61号、農地法第5条についてご説明いたします。整理番号1番から3番につきましては、議案第59号、事業計画変更申請で説明いたしましたので、割愛いたします。

それでは整理番号4番について、ご説明いたします。譲受人は今回、一般個人住宅を建設したく、申請するものです。場所は〇〇地区です。場所は〇〇から北西に約700mのところに位置します。申請地の状況は、東側が畑、西側が畑、南側が畑、北側が宅地に接してています。三方向に農地がありますが、農地の所有者に対して、事業の説明を行っており、また、農地に影響の無いように住宅を建築するとの事なので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号5番についてご説明いたします。譲受人は今回、太陽光発電施設を建設したく、適地を探していましたが、適地を見つけたので所有者である譲受人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から北西に約50mのところに位置します。申請地の状況は、東側が宅地、西側が畑、南側が道路、北側が原野に接しています。西側に畑がございいますが、遊休農地となっている事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号6番について、ご説明いたします。譲受人は整理

番号5番と同一で、太陽光発電施設用地として、申請するものです。場所は〇〇地区です。整理番号5番の申請場所のすぐ南側に位置します。申請地の状況は、東・南・北側の三方向が道路、西側が宅地に接しています。周辺に農地は無い事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に議案第62号、非農地証明願いの整理番号1番につきまして、ご説明いたします。申請地は〇〇地区で現況は山林となります。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番につきまして、ご説明いたします。申請地は〇〇地区で現況は山林となります。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番につきまして、ご説明いたします。申請地は〇〇地区で現況は原野となります。その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第1小委員会は、慎重・審議しました結果、事業計画変更許可申請1件、農地法第4条申請1件、農地法第5条申請6件、非農地証明願い3件、計11件については、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。

皆さまにご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。  
事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条、農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審

査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことをございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よって、今月の議案第59号から第62号の計11件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長　ただ今、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。議案第59号及び議案第61号整理番号1番から3番は同一事業であるため、一括して審議いたします。まず、先に議案第59号及び議案第61号整理番号1番から3番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第59号及び議案第61号整理番号1番から3番に対する第1小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第59号及び議案第61号整理番号1番から3番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長　全員賛成と認めます。議案第59号及び議案第61号整理番号1番から3番は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。それでは、議案第61号整理番号1番から3番を除く、議案第60号から第62号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第61号整理番号1番から3番を除く、議案第60号から第62号に対する第1小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第61号整理番号1番から3番を除く、

議案第60号から第62号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第60号及び第61号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第62号はお諮りのとおり決定いたしました。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時54分